

中学校における虐待の対応と課題

——H子への対応と指導の事例から——

柴田 康正

1. はじめに

厚生労働省は、2013年7月25日に「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果および児童虐待相談対応件数」を発表した。それによると、2012年度中、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は6万6,807件（2011年度比で6,888件の増）で、過去最高であった。

また、愛知県においても、愛知県健康福祉部の発表（2013年6月26日）によれば、児童虐待相談は、1,730件（2011年度比で231件の増）で過去最高であった。名古屋市を含めた県全域の児童虐待相談件数は、3,262件（愛知県1,730件、名古屋市1,532件）で、3年続けて過去最多件数を更新してきている。被虐待児童の年齢層別に見ると、「小学生」が649件（37.5%）と最も多く、以下、「3歳以上就学前」473件（27.3%）、「中学生」272件（15.7%）の順である。愛知県において小中学生の割合が53.2%ということで、小中学校の果たすべき役割が重要であることがわかる。

総務省行政調査局「児童虐待の防止等に関する意識等調査結果」（2010.12）によれば、小・中学校担当者の「児童虐待の増減についての実感」は、「増えてきていると感じる」が86.9%で最も多く、次いで「変化していないと感じる」が11.0%、「減ってきていると感じる」が0.4%となっている。教育現場においても、児童虐待対応を担当する教員の実感として、児童虐待が増え続けていることを肌で感じてきている。しかし、小・中学校担当者に、勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに相談、情

報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が合わせて71.7%であるのに対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」は合わせて15.1%、「どちらともいえない」が11.8%等となっている。確かに以前と比較すると研修や通達によって、虐待における学校の対応が進んでいるが、虐待の通告義務について正確に把握している教員は7割にとどまっている。

こうした状況を反映したものとして、「学校の通告の遅れ」が指摘された事例がある。たとえば、東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例最終報告）—平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—」（2010.5.11）では、ある児童虐待事例（小学校1年2010.1.24死亡）に対する小学校の対応として、学校が「虐待通告に至らなかった」点を指摘している。担任が「顔の痣に気付き、副校長と学年主任に報告していたが、小学校は注意して見ていくと決めただけで、虐待通告していない」点が問題であったとしている。学校は「児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することとされているが、これは虐待の対応ができていなかった例と言える。改めて学校の課題が浮き彫りになった。

ここでは、中学校における虐待の事例を検討することで、学校における対応のあり方と課題を明らかにしたい。検討課題として以下の4点をあげる。まず、第1に早期発見、早期通告への判断に

ついてである。第2に、学校の組織的な対応をどのように作り上げるかという課題である。第3に、児童相談所との連携の重要性についてである。第4に、通告後の子どもの支援と、親の対応と指導をどうするかという問題についてである。

2. H子(母親の身体的虐待とネグレクト)の事例

(1) 家族構成と経過の概要

H子の家族構成は、本人(中学3年生)父・母・妹(小学生)の4人家族である。H子は中学2年の時に問題行動があったが、背景として母親による身体的虐待があったことが見落とされていた。中学3年の1学期に、母親に殴られたことが原因で家出をしたため虐待が表面化した。家出したH子が友人の家にいるのを確認した担任に対して、H子は、「母親に殴られる」から「家に帰らない」と強く主張した。そこで学校は、校内での協議に基づき、児童相談所に「虐待が原因で家出をしている」と通告をした。その後、児童相談所と連携をとりながら、H子と母親の関係調整を中心に対応したことで、H子は無事卒業し、進学することができた。

(2) 発見と通告

H子は母親の暴力から逃れるために家出をし、友人宅に身を寄せてそのまま居座った。友人の親がH子の背中に痣があることを知り、「虐待だから親に簡単に引き渡せない」と主張したことから親同士のトラブルに発展する。本人だけではなく、それぞれの親への対応のためにも、学校は協議の上、校長が児童相談所に「虐待」として通告し、そのさい、友人宅に居座るのは好ましくないと考え、一時保護所への入所を希望した。

(3) 対応の経過

養護教諭がH子を説得し、児童相談所に連れて行ったところ、児童相談所からは、一時保護所に空きがないので、「家に帰るか、親戚のところ行

くか」の選択しかないと言われた。それを聞いたH子は児童相談所から逃げ出したが、すぐに見つかった。その後、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭の4人が児童相談所に出向き、両親も児童相談所に呼び出され、本人を交えて今後の対応を相談した。親は、日頃の行動を指導する意味で殴ったが、日常的な虐待については否定をした。本人は、「家に帰りたくない」と言い、親も「面倒を見る限界」と両者平行線で膠着状態になった。結局、児童相談所長は一時保護所への入所が適当と判断し、その日の深夜にH子は入所した。

しかし、12日後、H子は一時保護所から「脱走」する。これに対して児童相談所は、学校と協議を重ね、一時保護を解除してH子を親元に帰すことにした。その後H子は、1学期の保護者会で、母親が本人を前にして、「これ以上、面倒を見る気はない」と言ったことで、親戚のところに行く決心がついた。H子は、夏休みに親戚のもとへの転居に伴って転校したが、転校先の学校でうまくいかなかった。そのため、再び親元で生活することになり、2学期には再転校した。

しかし、母親の虐待が再発したため、H子はまた家出をした。全く行方がわからず、両親は警察に捜索願いを出した。1週間後に発見されて、学校・親・児童相談所関係者が警察署に集まり、今後の対応を相談した。警察で、H子の背中に虐待の痕があったため、親は虐待の事実を認めた。その後卒業まで、親子とも継続的に児童相談所に通い指導を受け、本人も親も落ち着いた生活ができるようになり、H子は高等学校に入学することができた。

3. 中学校における虐待をめぐる対応と課題

(1) 早期発見、早期通告の判断

教師にとって、通告は、親との信頼関係を崩すのではないかという不安、通告によって生徒への虐待が酷くなるのではないかという危惧を抱かせると。しかし、H子の場合には「虐待があるのではな

いか」と認識した時点で、学校内で協議して校長が通告している。

その当時は、児童虐待防止法・児童福祉法の改正（2004年）により、学校等による通告義務が強化された直後のことであり、各学校にその趣旨が十分に伝わっていると言える状況ではなかった。例えば、2006年の「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」の調査報告「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」によれば、「通告は確証がなくても疑いの段階でできる」ことを「知っていた」教職員は幼稚園、小学校、中学校いずれも6割前後である。決して高い数字とは言えない。全国的には、教職員の「虐待防止法の理解がまだまだ不十分であり、子どもに深刻な虐待事象が見受けられないとなかなか通告に踏み切れない」という教育現場の現状があった。

そのような状況の中で、このケースではすぐに対応できたといえる。その要因は、まず、校長、学年主任、生徒指導主事が虐待についてよく知っていたことである。学年会（生徒指導主事、養護教諭も参加）の判断は、家出の原因が母親の身体的虐待や「面倒を見たくない」というネグレクトにあるという認識であった。その判断のもと、校長は虐待防止法に基づき学校の通告義務を行使したのである。管理職は勿論のこと、中心になって動く教員が虐待についての法律や対応をよく知っていることは重要な要素である。

次に、通告しやすい条件が揃っていたことがある。それは、H子が暴力を振るわれていると訴えていたことだけでなく、親は嫉と称して、家出の前に暴力を振るったことを認めていたことが大きい。さらに、親は、H子が友人の家に閉じこもり、学校や児童相談所に頼るしか解決できない状況だった。とは言うものの、虐待を通告したので、親の反発が当然予想された。しかし、虐待から子どもを守ることを最優先し、通告することが最終的には親を救うことになると判断したので、通告をためらうことはなかった。

3つ目として、校長を中心に、教頭、生徒指導

主事、学年主任、担任、H子の友人の担任、養護教諭で対応のための体制を決め、通告や今後の対応を協議したことがあげられる。個々の教師に任せるのではなく、学校が組織として対応できるように体制をすぐにつくったことが大きい。

課題として、中学校の場合、非行などの問題行動については生徒自身の問題として考えがちである。また、その行動の背景に虐待など家庭の問題が見えたとしても、現実的に家庭に踏み込むことができないだけでなく、生徒からの訴えもない場合は、発見や通告が遅れてしまうことがある。実際にHの場合も2年生の時点から、虐待を受けていたと考えられるが、それが見過ごされていた。学校側は親が手を焼いているから、厳しく躰をしているという認識になりがちである。親の虐待の可能性も視野にいれて、様々なサインを見逃すことなく、生徒と向き合っていくことが求められる。

（2）学校側の体制づくりの課題

虐待に気づいた後、通告までの判断や通告後の対応が重要になってくる。このケースでは、学年会で情報交換と対応を協議し、以下の点を確認した。

- ①母親は日常的に暴力を振るっている。つまり虐待をしている。
- ②校長と相談して、児童相談所に通告をする。
- ③家出をしたまま、友人宅に居座るようなことは極力避ける。
- ④一方的に親に問題があるという判断は避ける。児童相談所において親と話をする。虐待の話をストレートに出すのではなく、家出をして家に帰らない状況を話す。母親が殴ったことがきっかけであることを事実経過として話すことで親の冷静な振り返りを促すことが重要である。虐待の確認は、児童相談所の責任でおこなってもらおう。
- ⑤子どもと親が距離を置いた方がいい場合、学校としても、児童相談所に一時保護所への入所をお願いする。

- ⑥担任だけで抱え込まずに、組織的に対応する。
- ⑦子どもを守るために動く、それが親も救うことになると考えて対応する。

学年主任は、校長に事実経過と学年の方針を話した。即座に校長は法律で通告の義務があるとして、教育委員会への報告と児童相談所への通告をしたのである。校長は、直ちに虐待の対応の協議会を開いた。参加者は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、友人の担任、前担任で事実経過の確認と今後の学校としての対応の意思統一を図った。さらに、組織的に対応することの確認と学年主任と生徒指導主事が全体の方向づけをして、二人が中心になって全体の情報の共有と管理職への報告・連絡をする。

校長・教頭は「教育委員会・児童相談所への対応」、「子どもの心のケア」は担任・養護教諭、「親への対応」は担任・養護教諭・学年主任・生徒指導主事で、「友人とその親への対応」はその友人生徒の担任・学年主任・生徒指導主事とそれぞれチームで取り組み、支え合うことを確認する。次の日の朝の打ち合わせで、学校として動いていることを全職員に伝えた。

学校の体制として、第1に管理職の迅速な判断と体制づくりが重要である。第2に、全体を見通して指導できる教師が必要である。第3に、協議だけに終わらず、判断し、行動することが大切である。第4に、一人で対応せずに複数で対応する仕組みをつくることである。特に、生徒や親から矢面に立つ担任や養護教諭を支える体制づくりをすることが重要である。

(3) 通告後の児童相談所との連携

通告後、児童相談所から「一時保護所への入所は緊急時でないとい入所できない」という連絡が来た。H子には、「親戚か親元に返るしかない」という選択肢しかなかった。学校としては、彼女の家出の原因が虐待であるという認識で通報したのだから、親から離すことを求めた。しかし、一時保護所の定員は限られており、空いていない状況であると伝えられた。

教師の中に、「通告をすれば児童相談所が動き、子どもを守ってくれる」という期待じみた認識があったのも事実である。改めて、児童相談所がとることのできる選択の幅の少なさを実感した。通告はあくまで通告に過ぎず、その後の学校としての対応の見通しと児童相談所との役割分担など連携を図っていくことの重要性を確認した。通告は、「子どもを守り救うための始まり」であるということを改めて認識した。

H子は「親戚か親元に返るしかない」という事実を知り、児童相談所から逃げ出した。学校側はその可能性を伝えていたのだが、現実のものとなってしまった。すぐに学校側も動き、生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭で児童相談所に行くことにした。児童相談所では、学校としての考えや要望を伝え、協議した。学校側として出した要望は次の3点である。

第1に通告後に児童相談所がおこなったH子・親への対応などの詳しい経過の説明、第2に逃亡は予想されたことであり、あらためて一時保護所においてしっかりとH子を保護すること、第3に親に虐待の事実を認めさせ、児童相談所として親への指導を明確にして欲しいということである。これらの要望を所長に伝え、協議をした。最終的に、今の段階ではH子は親元での生活は困難であるので、一時保護所へ入所させることと、親への対応は児童相談所に任せることが確認された。

児童相談所との関係は重要であるが、対応や意識のずれがあることを理解して、協力し合っていくことが必要であると感じた。学校側としては不満も残ることもあったが、親への指導のタイミングなど学校では対応できないので、任せるしかないと理解した。

連携を考えても、児童相談所が動いてくれないとか、効果的な対応が実現しない場合、通告や連携に消極的になる可能性があるということが心配される。互いの役割と責任を明確にするとともに、納得のいくまで協議を重ねて協力し合うことが重要である。

学校は「どの子どもも虐待を受ける危険性がある」という認識を前提にして、虐待の確信がもてない場合であっても早期に関係機関に相談または通告し、関係機関と連携して、生徒・親の支援をおこなっていくことが求められている。そのためには、通告に至るまでの指針だけではなく、通告後の対応も含めた指針を学校としても作成しておく必要がある。

(4) 信頼関係にもとづく、生徒の支援と親への対応

通告をした場合でも、深刻な虐待事例を除くと児童相談所での一時保護や養護施設措置には至らず、在宅での支援となるため、通告後も学校で受けとめていくことが求められる。その意味で、通告後こそ生徒への支援が大切なものとなる。

H子の場合、最終的に再転校して学校に戻り、卒業まで親と生活をするようになった。学年として彼女の支援体制を以下のように考えた。

第1に、学校が安全で安心できる場ということを実感できるようにする。担任だけでなく、学年主任、養護教諭も責任をもって支える。落ち着いた時には、保健室や別室で対応する。

第2に、これまで休みがちでトラブルを抱えていたので、学級で孤立しがちになっている。友だちとの接し方とかトラブルの回避の方法なども指導をする。

第3に、2年生の頃、友だち関係でのトラブルがあった。H子への一面的な見方ではなく、問題行動の背後にある、心の叫びや闇を見つめ、共感的にH子の気持ちに寄り添うことが大切であるととらえて支援する。

第4に、中学3年生ということで学習への援助と進路保障が重要である。学習の遅れで不安になり、投げやりになったりしないように、H子の学習を支える。

担任の丁寧な対応や養護教諭も親身になって相談にのることで、勉強にも気持ちが向き、最終的に高等学校に合格することができた。

親への対応については、虐待の事実確認と指導は児童相談所の判断に任せた。しかし、学校とし

ても、虐待の事実を親に認めさせたいと考えていた。それは、卒業後も虐待を繰り返すのではないかと危惧し、なんとか在学中に状況の改善を図ろうと考えたからだ。2学期に家出をして警察に保護された時が、チャンスと考え、彼女を着替えさせる時に婦人警官・児童相談所の女性所員・養護教諭の立ち会いのもと、体の痣を示し、母親に虐待の事実を認めさせた。親は定期的に児童相談所での指導を受け続けることを受け入れた。警察で虐待の事実を確認できたことの意味は大きかった。

その後、卒業まで母親の暴力にブレーキがかかった。また、受験に向けて努力をする彼女の姿が、親にとって、自分の子どもを肯定的に見られるようになったことも大きな要因である。H子からは、卒業までの2ヶ月間、親から暴力を受けたことは聞かなかった。

教師の対応として、親に対して「虐待をする問題ある親」という姿勢でなかったのが、信頼関係は崩れていかなかった。2年の頃から、親身になって相談に乗ってくれる養護教諭を特に信頼していた。虐待通告後もその親の姿勢に変化はなかった。養護教諭は、親としてH子とどうかかわっていくかとか、夫婦間のことも相談に乗っていた。親の思いを聞き取るということを大事に考えて対応していた。

親が虐待を認めた後も、学校と児童相談所は、生徒の支援や親への対応について相談してきた。児童相談所の指導や教師側の対応で、親も自分の子どもとどう向き合っていくかが分かっていることを親の様子から実感できた。

H子の例のように、通告後も親元での支援となることが多い。通告後こそ、信頼関係を築きながら、生徒への支援と親への対応を続ける必要がある。またそのさい、学校側は組織的に対応し、児童相談所とも継続的に連携をすることが重要であると言える。

4. さいごに

学校において、早期発見・早期通告が改めて重要な課題であると言える。教師一人ひとりが虐待についての理解を深め、学校は「どの子どもも虐待を受ける危険性がある」という認識を前提にして、虐待の確信がもてない場合であっても早期に関係機関に相談または通告しなければならない。さらに、通告に至るまでの指針だけではなく、通告後の対応も含めた指針を学校の中でも作成する必要がある。そして、虐待の可能性を認識した時には、校長を中心に協議を開始して、学校内の体制をつくり、組織的に動くことが求められる。

何よりも、学校は「子どもの命を守る」ことを最優先にし、そして「子どもを守ることが親を救うことにつながる」ということで、生徒の支援と親の対応を児童相談所等と連携を図ることが大切である。

今、彼女は親から自立し、結婚して子育てに励んでいる。担任や養護教諭のところ幸せな結婚生活をしていると報告をしている。教師として本当にうれしい報告である。我々の苦勞が報われた

という思いである。子どもの未来を守ることができたと実感している。

参考文献

- 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議報告書「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」2006.5
- 総務省行政調査局「児童虐待の防止等に関する意識等調査結果」2010.12
- 玉井邦夫『学校現場で役立つ子ども虐待対応手引き 子どもと親への対応から専門機関との連携まで』明石書店、2007.12
- 東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例 最終報告）—平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—」2010.5.11
- 保育・学校現場での虐待対応研究会編著『保育者・教師に役立つ子どもの虐待対応実践ガイド』東洋館出版社、2013.4
- 松本伊智朗『子どもの虐待と貧困 「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店、2010.2

付記 事例は、個人を特定されないように、分析に支障のない範囲で多少変えている。なお、児童相談所の対応は、現在では当時より充実してきていることを付言する。